

屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第45号

屋外広告物条例の一部を改正する条例

屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（禁止地域等）</u></p> <p><u>第4条</u> 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。</p> <p><u>（1） 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区又は伝統的建造物群保存地区</u></p> <p><u>（2） 景観法（平成16年法律第110号）第75条第1項に規定する条例による規制を受ける区域又は同法第76条第3項に規定する地区計画等形態意匠条例による制限を受ける区域で、知事が指定するもの</u></p> <p><u>（3） 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条第2項に規定する市民農園の区域</u></p> <p><u>（4） 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲で、知事が定める範囲内にある地域、同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第143条第2項に規定する条例の規定により市町村が定める地域</u></p> <p><u>（5） 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号の規定に基づき指定された保安林のある地域</u></p> <p><u>（6） 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、知事が指定するもの</u></p>	<p><u>第4条</u> 削除</p>

(7) 緑地又は都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園

(8) 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）第2条第4項に規定する一団地の官公庁施設のある地域

(9) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）第2条第1項の規定に基づき指定された保存樹又は保存樹林のある地域

(10) 岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第4条第1項又は第30条第1項の規定に基づき指定された建造物の周囲で知事が定める範囲内にある地域及び同条例第37条第1項の規定に基づき指定された地域

(11) 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山岳及びこれらの付近の地域で、知事が指定するもの

(12) 港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で、知事が指定するもの

(13) 交通の安全を図るため必要があると認めて知事が指定する地域

(14) 官公署、学校、図書館、公民館、博物館、体育館、美術館、公会堂、病院、公衆便所、発電所及び変電所の建造物の存在する地域で、知事が指定するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件は、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置することができる。

(1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件

(2) 公共的目的をもった道標若しくは案内図板その他の公共的目的をもった広告物又はこれらを掲出する物件

(3) 前号に掲げるもののほか、観光地、沿道サービス施設又は事業所等の入口等に係る道標、案内図板等で、規則で定める基準に適合するもの

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件は、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に届出をして表示し、又は設置することができる。

(1) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件

(2) 公共的目的を有する法人その他の団体で知事が指定するもの（以下「指定団体」という。）が、公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの

4 知事は、第1項の規定により地域又は場所を指定するときは、告示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(禁止物件等)

第5条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。

(1)～(5) [略]

(6) 信号機、道路標識、歩道さく、駒止め及び里程標

(7)～(11) [略]

(12) 景観法第19条第1項の規定に基づき指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定に基づき指定された景観重要樹木 (以下「景観重要樹木」という。)

(13) [略]

2 [略]

3 第1項の規定にかかわらず、同項第11号に掲げる物件に表示する広告物は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けて表示することができる（第4条第1項に規定する地域又は場所を除く。）。

4 前3項の規定にかかわらず、次に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件

(禁止物件等)

第5条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。

(1)～(5) [略]

(6) 信号機、道路標識、防護さく、駒止め及び里程標

(7)～(11) [略]

(12) 景観法 (平成16年法律第110号) 第19条第1項の規定に基づき指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定に基づき指定された景観重要樹木

(13) [略]

2 [略]

3 第1項の規定にかかわらず、同項第11号に掲げる物件に表示する広告物は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けて表示することができる（次条第2項第1号及び第2号に掲げる地域又は場所を除く。）。

4 前3項の規定にかかわらず、次に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件

は、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に届出をして表示し、又は設置することができる。

(1) [略]

(2) 指定団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの

5 前条第4項の規定は、第1項の規定による禁止物件の指定並びにその変更及び廃止について準用する。

(許可地域等)

第6条 次に掲げる地域又は場所(第4条第1項に規定する地域又は場所を除く。)において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、はり紙で規則で定める基準に適合するものについては、この限りでない。

(1) 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、知事が指定するもの

(2) 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山岳及びこれらの付近の地域で、知事が指定するもの

(3) 港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で、知事が指定するもの

(4) 都市計画法第5条第1項の規定により指定された都市計画区域

(5) 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域で、知事が指定するもの

(6) 社寺、教会又は火葬場の存在する地域で、知事が指定するもの

(7) 岩手の景観の保全と創造に関する条例(平成5年岩手県条例第35号)第7条第1項の規定に基づき指定された景観形成重点地域で、知事が指定

は、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に届出をして表示し、又は設置することができる。

(1) [略]

(2) 公共的目的を有する法人その他の団体で知事が指定するもの(以下「指定団体」という。)が公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの

5 知事は、第1項の規定により禁止物件を指定するときは、告示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

6 次条第2項の規定は、第3項の規定による許可について準用する。

(表示等の許可)

第6条 広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

するもの

2 知事は、前項の規定による許可の申請に係る広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法又は広告物を掲出する物件の形状その他設置の方法が、次に掲げる当該広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする地域又は場所の区分に応じ規則で定める基準に適合しないと認めるときは、同項の規定による許可をしてはならない。

(1) 良好な景観を形成し、若しくは風致を維持すること又は公衆に対する危害を防止することが特に必要な地域又は場所である次のいずれかに該当する地域又は場所

ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定に基づき重要文化財若しくは国宝又は重要有形民俗文化財に指定された建造物の周囲で知事が定める範囲内にある地域、同法第109条第1項若しくは第110条第1項の規定に基づき史跡名勝天然記念物に指定され、若しくは仮指定され、又は同法第109条第2項の規定に基づき特別史跡名勝天然記念物に指定された地域及びその周囲で知事が定める範囲内にある地域、同法第134条第1項の規定に基づき選定された重要文化的景観並びに同法第143条第2項の規定に基づく条例の規定により定められた伝統的建造物群保存地区

イ 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため指定された保安林の区域

ウ 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園の区域

エ 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）第2条第1項の規定に基づき指定された保存樹又は保存樹林のある地域

オ 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第4条第1項に規定する市民農園区域

カ 岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第4条第1項又は第30条第1項の規定に基づき県指定有形文化財又は県指定有形民俗文化財に指定された建造物の周囲で知事が定める範囲内にある地域及び同条例第37条第1項の規定に基づき県指定史跡名勝天然記念物に指定された地域

キ 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山岳及びこれらの付近の地域で、知事が指定するもの

ク 港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で、知事が指定するもの

ケ 官公署、学校、図書館、公民館、博物館、体育館、美術館、公会堂、病院、公衆便所、発電所又は変電所の建造物の存在する地域で、知事が指定するもの

コ 交通の安全を図るため必要があると認めて知事が指定する地域

(2) 良好な景観を形成し、又は風致を維持する必要がある地域又は場所として知事が指定する道路、鉄道、軌道、索道及びこれらに接続する地域

(3) 次のいずれかに該当する地域（前2号に該当するものを除く。）

ア 市街地を形成している区域のうち良好な景観を形成し、又は風致を維持することが特に求められる地域である次のいずれかに該当する地域

(ア) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項又は第2項の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区又は伝統的建造物群保存地区

(イ) 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）第2条第4項に規定する一団地の官公庁施設のある地域

イ 風致を維持することが特に求められる地域である景観法第8条第1項の規定に基づき定められた岩手県景観計画（以下「景観計画」という。）において自然景観地区として定められた地域及びこれに準ずるもの

として知事が指定する地域

ウ 良好な景観を形成し、又は風致を維持することが求められる地域である景観計画において農山漁村景観地区として定められた地域及びこれに準ずるものとして知事が指定する地域

(4) 市街地を形成している区域のうち県民の生活、経済活動等との調和を図りつつ良好な景観を形成すべき地域である次のいずれかに該当する地域（第1号及び第2号に該当するものを除く。）

ア 都市計画法第8条第1項又は第2項の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域

イ 景観計画において市街地景観地区として定められた地域（都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められているもの及び前号ア(イ)に該当するものを除く。）

ウ ア及びイに準ずるものとして知事が指定する地域

(5) 市街地を形成している区域のうち経済活動との調和を図りつつ良好な景観を形成すべき地域である都市計画法第8条第1項又は第2項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域（第1号及び第2号に該当するものを除く。）

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件は、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に届出をして表示し、又は設置することができる。

(1)・(2) [略]

4 前条第5項の規定は、第2項各号に掲げる地域及び場所の指定並びにその変更及び廃止について準用する。

(適用除外)

第7条 次に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件については、前2条の規定は、適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件は、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に届出をして表示し、又は設置することができる。

(1)・(2) [略]

3 第4条第4項の規定は、第1項の規定による許可に係る地域又は場所の指定並びにその変更及び廃止について準用する。

(適用除外)

第7条 次に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件については、前3条の規定は、適用しない。

(1)～(6) [略]

2 次に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件については、第4条第1項及び前条第1項の規定は、適用しない。

(1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの

(2) 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

3 次に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件については、第5条第1項の規定は、適用しない。

(1) 第5条第1項第5号、第10号、第11号又は第12号（景観重要樹木を除く。）に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容について表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの

(2) 前号に掲げる物件にその所有者又はこれを管理する者が管理の必要

(1)～(6) [略]

(7) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの

(8) 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの

2 次に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件については、前条第1項の規定は、適用しない。

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) 前条第2項第4号又は第5号に掲げる地域において表示するはり紙で、規則で定める基準に適合するもの



に基づき表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの

(許可の期間及び条件)

第8条 知事は、第4条第2項、第5条第3項又は第6条第1項の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

2・3 [略]

(変更等の許可)

第9条 第4条第2項、第5条第3項又は第6条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は広告物を掲出する物件を変更し、又は改造しようとするとき(規則で定める軽易な変更又は改造をしようとするときを除く。)は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可には、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

(公益上やむを得ないと認められる広告物の表示等の許可)

第7条の2 知事は、第5条第1項及び第6条第2項の規定にかかわらず、公益上やむを得ないと認められ、又は良好な景観の形成若しくは風致の維持に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれがないと認められる広告物又は広告物を掲出する物件について、岩手県景観形成審議会の議に基づき、その表示又は設置を許可することができる。

(許可の期間及び条件)

第8条 知事は、第5条第3項、第6条第1項又は前条の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

2・3 [略]

(変更等の許可)

第9条 第5条第3項、第6条第1項又は第7条の2の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は広告物を掲出する物件を変更し、又は改造しようとするとき(規則で定める軽易な変更又は改造をしようとするときを除く。)は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可に係る広告物又は広告物を掲出する物件が、第5条第3項又は第6条第1項の規定による許可に係るものであるときは同条第2項(第5条第6項において準用する場合を含む。)の規定を、第7条の2の規定に基づく許可に係るものであるときは同条の規定を準用する。

3 第1項の規定による許可には、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

。

(許可の取消し)

第12条 知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 第8条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第9条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。

(2)～(4) [略]

(経過措置)

第13条 広告物又は広告物を掲出する物件で、第4条から第6条までの規定により広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域若しくは場所又は物件(以下「禁止地域等」という。)となった際現に適法に表示され、又は設置されていたものについては、当該禁止地域等となった日から3年間(この条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間)は、これらの規定は、適用しない。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があつた場合においてその期間が経過したときは、当該申請に対する処分がある日までの間も、同様とする。

(措置命令)

第15条 知事は、第3条、第4条第1項及び第2項、第5条第1項から第3項まで、第6条第1項並びに前条の規定に違反した広告物を表示し、若しくはこれらの規定に違反した広告物を掲出する物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するため必要な措置を命ずることができる。

2 [略]

(審議会への諮問)

第16条の2 知事は、次に掲げる場合においては、あらかじめ岩手県景観形成審議会の意見を聴かなければならない。

(許可の取消し)

第12条 知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 第8条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第9条第3項の規定による許可の条件に違反したとき。

(2)～(4) [略]

(経過措置)

第13条 広告物又は広告物を掲出する物件で、第5条又は第6条の規定により広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない物件又は地域若しくは場所(以下「禁止物件等」という。)となった際現に適法に表示され、又は設置されていたものについては、当該禁止物件等となった日から3年間(この条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間)は、なお従前の例により、これらを表示し、又は設置することができる。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があつた場合においてその期間が経過したときは、当該申請に対する処分がある日までの間も同様とする。

(措置命令)

第15条 知事は、第3条、第5条第1項から第3項まで、第6条第1項、第7条の2及び前条の規定に違反した広告物を表示し、若しくはこれらの規定に違反した広告物を掲出する物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するため必要な措置を命ずることができる。

2 [略]

(審議会への諮問)

第16条の2 知事は、次に掲げる場合においては、あらかじめ岩手県景観形成審議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 第4条から第7条までの規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは廃止しようとするとき。
- (2) 第4条第2項、第5条第3項及び第6条第1項の規定による許可の基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。
- (3) 第4条第2項第3号及び第3項第2号、第5条第4項第2号、第6条第1項ただし書及び第2項第2号並びに第7条第1項第3号及び第5号、第2項第1号から第3号まで及び第7号並びに第3項第1号及び第2号に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

(景観保全型広告整備地区)

第16条の3 知事は、第4条第1項又は第6条第1項に規定する地域又は場所で、良好な景観を保全するため良好な広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を図ることが特に必要な区域を景観保全型広告整備地区として指定することができる。

2～10 [略]

(景観保全型広告整備地区における届出)

第16条の5 景観保全型広告整備地区内において第7条第2項第1号に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件で規則で定める規模を超えるものを表示し、又は設置しようとする者及びこれらを変更し、又は改造しようとする者(規則で定める軽易な変更又は改造をしようとする者を除く。)は、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条、第4条第1項及び第2項、第5条第1項から第3項まで並びに第6条第1項の規定に違反して広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置した者
- (2)～(6) [略]

- (1) 第5条から第7条までの規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは廃止しようとするとき。
- (2) 第5条第3項及び第6条第1項の規定による許可の基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。
- (3) 第5条第4項第2号、第6条第3項第2号並びに第7条第1項第3号、第5号、第7号及び第8号並びに第2項第1号、第5号及び第6号に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

(景観保全型広告整備地区)

第16条の3 知事は、良好な景観を保全するため良好な広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を図ることが特に必要な区域を景観保全型広告整備地区として指定することができる。

2～10 [略]

(景観保全型広告整備地区における届出)

第16条の5 景観保全型広告整備地区内において第7条第1項第7号に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件で規則で定める規模を超えるものを表示し、又は設置しようとする者及びこれらを変更し、又は改造しようとする者(規則で定める軽易な変更又は改造をしようとする者を除く。)は、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条、第5条第1項から第3項まで、第6条第1項又は第7条の2の規定に違反して広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置した者
- (2)～(6) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件（この条例による改正前の屋外広告物条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可を受け、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に表示され、又は設置される広告物又は広告物を掲出する物件を含む。）であって、この条例による改正後の屋外広告物条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第3項及び第6条第1項の規定による許可に係る基準に適合しないこととなるもの（以下「既存広告物等」という。）については、次項に規定するものを除き、改正後の条例第5条第3項、第6条第1項及び第13条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間、当該既存広告物等を表示し、又は設置することができる。
- 3 既存広告物等であって、改正前の条例第4条第2項、第5条第3項又は第6条第1項の規定による許可を受けて表示し、又は設置したものについては、改正後の条例第5条第3項、第6条第1項及び第13条の規定にかかわらず、前項の期間、改正後の条例第8条第3項の規定に基づく更新の許可を受けて、当該既存広告物等を表示し、又は設置することができる。
- 4 前項の許可の基準は、なお従前の例による。
- 5 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。